

# 令和5年度 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会（第1回）

## 議事録

### 1 日時

令和5年7月27日（木曜日） 午後4時1分から午後5時2分まで

### 2 場所

オンライン会議

### 3 委員（五十音順）

芝浦工業大学 建築学部長・教授

秋元 孝之（委員長）

東京大学生産技術研究所 エネルギーシステムインテグレーション社会連携研究部門 教授

岩船 由美子

一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 特別研究員

遠藤 純子

千葉工業大学 創造工学部 建築学科 教授

望月 悦子

株式会社インティ 代表取締役社長

山本 亨

### 4 議事

- (1) これまでの検討会で行われた御意見への対応 について
- (2) 第四計画期間のトップレベル事業所認定制度について
- (3) 今後のスケジュール について

### 5 配布資料

資料1 これまでの検討会で行われた御意見への対応

資料2 第四計画期間のトップレベル事業所認定制度（パブリックコメントの実施結果と制度改正事項の整理）

資料3 今後のスケジュール（予定）

参考資料1 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会設置要綱

参考資料2 令和5年度優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会委員名簿

参考資料3 優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度に係る検討会運営要領

参考資料4 「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&トレード制度）」に係る意見募集（パブリックコメント）時の公表資料

参考資料5 パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方（優良特定地球温暖化対策事業所の認定制度関係）

## 6 議事内容

午後4時1分 開会

○安達排出量取引担当課長 定刻になりましたので、これより令和5年度第1回優良特定地球温暖化対策事業所、以後トップレベル事業所と称しますが、この認定制度に係る検討会を開会いたします。

本日、委員の皆様にはお忙しい中御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

既に御案内のとおり、この会議は公開で行うこととなっております。また、議事進行中、傍聴の方は御発言できませんので、御承知おきいただければと存じます。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトに既に掲載しております。傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと存じます。

本日の検討会は、既に6回開催しております東京都キャップ&トレード制度全体を対象として行う「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」が、制度改正の内容を政策的な観点から検討するものに対しまして、本トップレベル事業所の検討会につきましては、本制度を技術的な観点から検討する場として開催しております。

それでは、以降は次第に沿って進めてまいります。まず委員の皆様の御紹介ですが、委員の皆様は参考資料2のとおり、昨年度の第3回までと同様ですので、各委員の皆様の御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

それでは、秋元委員長、これからの議事の進行につきまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○秋元委員長 ありがとうございます。それでは、これより第4計画期間に向けたトップレベル事業所認定制度の改正について、皆様の御意見を伺います。

初めに資料1、これまでの検討会で出された御意見への対応について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料1につきまして事務局より説明いたします。令和5年2月22日に開催いたしましたトップレベル検討会でいただいた委員の皆様からの意見を、こちらのスライドでまとめております。

まず具体的な評価項目になります。1つ目が、加点項目の評価基準については、現在の事業所の取組状況の分析だけでなく、都が望む水準から作成していただければ良いのではないかと御意見をいただいております。

次に、今回新しく評価区分として加えるIVのデマンドレスポンスの評価項目について、事業所規模を踏まえた上げDRの設備容量の水準を検討する必要があるとの御意見をいただいております。

最後に、良質な再エネの評価について、バイオマス以外の再エネについても持続可能性等の評価を検討したほうがよいのではないかと御意見をいただいております。

これらの意見を踏まえまして、評価項目の具体的な内容や詳細な手順等について、引き続きガイドライン等の作成に合わせて検討してまいります。

続きまして、事務手続の負担軽減です。根拠書類の作成方法の見直しに関して、コミッションングなどの運用対策は検証の信頼性を担保しながら見直すことが重要との御意見をいただいております。

次に、抜き打ちのサンプリングは、適切な頻度とすることで信頼性を担保してほしいとの御意見をいただいております。

これらの意見を踏まえまして、本制度で検証を担当する者といろいろ検討させていただきまして、認定の信頼性を確保しつつ、認定申請等の手続全体での負担軽減となるように、引き続きガイドラインなどの作成に合わせて検討してまいります。

続きまして、令和5年4月28日に開催いたしました専門的事項等検討会でいただいた御意見をまとめてあります。

1つ目は、新たな認定区分・認定ルートについてです。パブリックコメント時の参考資料としまして、建築物環境計画書制度と連携した認定ルートにおけるPAL\*低減率(BPI)、ERR(BEI)、未評価技術の得点換算方法や新たな評価基準での配点の考え方等が分かる資料を入れてほしいとの御意見をいただいております。

次に、パブリックコメントでは、制度改正前後の得点変化のシミュレーションを参考として提示するとよいのではないかと御意見をいただいております。

続きまして、新たな評価項目についてです。パブリックコメントでは、新たな必須評価項目が明確に分かるように示したほうがよいとの御意見をいただいております。

これらの意見を踏まえまして、資料中に上記の内容を記載してパブリックコメントを実施させていただきました。

資料1の説明は以上となります。御質問及び御意見がありましたら承りたいと思います。よろしく御願いたします。

○秋元委員長 ありがとうございます。それでは、資料1について皆様からの御意見を伺いたいと思います。御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。その後、私から指名させていただきます。御発言をお願いします。いかがでしょうか、御指摘であるとか御質問であるとか、何でもよろしいかと思いますが。

よろしいでしょうか。お概ね皆様の御意見がこの中に反映されていると考えてよろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、次の議題に進みたいと思います。

続きまして資料2「第4計画期間のトップレベル事業所認定制度（パブリックコメントの実施結果と制度改正事項の整理）」について、事務局から説明をお願いします。

○安達排出量取引担当課長 資料2に基づいて順に御説明したいと思います。

初めにパブリックコメントの実施結果の概要について御説明した後、御意見を踏まえて整理いたしました制度改正事項の案についてお話をさせていただきたいと存じます。

まずパブリックコメントの実施結果です。キャップ&トレード制度のパブリックコメントは5月22日から6月20日までの30日間実施いたしました。いただいた御意見は総数で100件、21事業者・団体・個人の方々からいただいております。このうち、トップレベル認定制度に関わるものが16件ありまして、10の事業者・団体様から御意見をいただいたところです。

「トップレベル事業所認定の仕組み」ということで、(1)から(4)に分けて御意見を伺いましたが、その内訳につきましては、こちらの表に示します4つの事項ごとに記載した件数のとおりです。最も御意見の多かったものは削減義務率の取扱いで、10件ございました。この後、それぞれの内容及び御意見を踏まえた制度の改正案ということで、順に説明をさせていただきます。

まず認定区分と認定方法についてというところです。左上に主な御意見、その右側に都の考え方ということで欄を形成しておりますが、まず認定区分につきましてはの特段の御意見はなかったという状況です。都の考え方といたしましては、パブリックコメントでお示ししたとおり、第4期のトップレベル事業所認定制度は2050年のゼロエミッション化の実現に向け、これまでの省エネ対策だけではなく、省エネ・再エネ共に高いレベルで取り組む事業所への誘導を推進する制度としていくということ、また、その目標像ということで記載しております。

制度改正案といたしまして、これまでトップ・準トップの2つの認定区分でありましたものを、最上位の

認定区分を加えて3つにするということで、取組のレベルを全体として引き上げていくこと。また、従来同様に全ての認定区分を同一の評価項目及び基準で評価することといたします。下の表には、それぞれの認定区分の認定水準や不合格要件数などを記載しておりますけれども、この部分はパブリックコメント時と特段の変更はございません。

続きまして認定方法に関する御意見です。こちらについては、非公表希望の御意見が1件あったということですが、建築物環境計画書制度との連携への賛同の趣旨の御意見を1件いただいております。

右側の都の考え方の部分ですが、建築物環境計画書制度は新築を対象とした制度です。トップレベル認定を通じまして、設計時に加えて運用時も含めて高いレベルで省エネ・再エネに取り組む事業所を増やすために、建築物環境計画書制度と連携した認定ルートを新設することで考えております。

制度改正案の内容ですが、パブリックコメント時に提示したものと変えておりません。いずれの認定区分につきましても、その認定水準を満たせば、初回の申請時からそれぞれの認定区分で最上位なり上位なりで認定していくということ、また、建築物環境計画書制度と連携する場合の具体的な評価方法、例えばPAL\*低減率、ERR、未評価技術の得点の算出方法や、右下の部分につきましては、建築物環境計画書制度と連携するための要件等を示しております。

続きまして、認定基準についてです。いただいた御意見は2つで、うち1件は非公表希望の御意見です。非公表希望の御意見は、既存項目の統廃合に賛同するという趣旨の御意見でございました。

公表可能な御意見として記載しておりますのは、再エネの評価項目におけるデマンドレスポンスに対応した設備の導入に関するものです。上げDRにつきましては蓄熱槽の利用、また、下げDRにつきましてはCGSの利用を評価してほしい、また、評価基準の具体的な内容について提示してほしい。という御意見です。

都の考え方ですが、デマンドレスポンスにつきましては、今後ますます重要になってまいります。第4計画期間におきましては、特に再エネ利用を積極的に推進するために、今回から初めて上げDRに対応する設備の導入、あるいはZEV充電設備の整備を評価項目に加えたいと考えております。また、インセンティブ型のデマンドレスポンス契約等につきましても、評価する方向で提案したところです。

デマンドレスポンスに対応する具体的な設備の種類あるいは規模につきましては、これまで検討会で先生方からも御意見をいただいていたところですが、まさに今、国の方でも検討を進めているところですし、非常に活発な技術開発もされている状況であると認識しております。そうしたものも注視しながら、認定ガイドラインを早期に、年内を目途にお示しできるように、精力的に検討してまいりたいと考えております。

下半分の制度改正案の部分です。こちらパブリックコメント前の提示内容と特段の変更をしておりますが、第4計画期間の評価項目群につきましては、まず既存の評価項目について適切に見直ししていくということ、また、新設の評価項目群につきましては、新たに2つの柱を加えるということで、表の中にもIVで示しておりますが、再エネ利用関係の評価項目群、またVのゼロエミッション化や更に進んだ環境配慮の評価項目群を設定し、5つの評価項目の柱で評価を行うということ、また、それぞれについての配点も表に示したとおりで、125点を最高点として評価していくことで記載しております。

続きまして削減義務率の取扱いについてです。削減義務率については、専門的事項等検討会での議論が必要になりますが、いただいた御意見と現時点での都の考え方ということでお示ししております。いただいた御意見は全部で10件、そのうち1件が非公表希望です。主な御意見を御紹介させていただきます。

まず左上の1つ目です。第4期から削減義務率の緩和は無しとされているが、4期からのトップ認定を見据えずずっと前から費用をかけて設備更新等を実施してきている、その点についての配慮をしてほしい

という御意見です。

2つ目です。義務率減少の廃止については、新規あるいは既設を問わず認定を検討している事業所に対しては非常に影響が大きいため、減少措置を継続してほしいという趣旨の御意見です。

3つ目は、4期からの新規事業所もこの措置の対象としてほしいという趣旨の御意見です。

4つ目では、第3期の途中で認定された事業所の場合、4期の途中で義務率減少の期限が切れてしまうと非常に影響が大きく、また、トップの認定の取得や継続にはコストもかかっているということで、義務率減少措置の継続をもう一度検討してもらえないかという趣旨です。

5つ目です。削減義務率の減少措置がなくなってしまうと、建設時に省エネ対策をせずに、運用が始まってから少しずつ進めていけばいいのではないかという発想につながってしまうので、義務率減少の措置は継続してほしいという趣旨の御意見をいただいています。

右側の都の考え方です。まず、トップレベル認定制度というのは、これまで主に省エネの取組が優れた事業所を認定し、その認定事業所に対して削減義務率の減少を認めるということで進めてきた制度です。これは、特に新しい建築物の場合、最初から高い義務率を課されてしまうと、省エネが削減対策の中心となっている場合には対応が難しいこともあるだろう、という配慮から実施してきた経緯があります。しかし、現在、気候変動の影響がますます深刻化し、全世界で迅速かつ大幅な排出削減を求められている状況にあります。そしてもう一つ、再エネの利用手法が制度創設時よりかなり多様化してきて、省エネだけでなく再エネ利用による排出削減が拡大してきている状況です。

そのため、事業所の対策をより高い水準に引き上げる牽引役としても大変期待をしております。トップレベル事業所の皆様につきまして、この制度といたしましては、第4計画期間についてゼロエミッション化を目指して省エネ・再エネに取り組むとともに、更に進んだ環境配慮の取組も推進する。そういう事業所を認定するという制度改正を検討しております。

こうした考えの下に削減義務率を改めて考えた場合、第4計画期間につきまして、キャップ&トレード制度全体として、全ての新規制度対象事業所への義務率の段階適用を継続するというので、私どもはこれまでずっと検討を進めてきております。この場合、トップ認定の有無にかかわらず、全ての新規の事業所様に対して、削減義務率が今50%で提案しておりますところを、31%からスタートすることになります。こちらの数字は、トップで認定された場合の義務率、50%に5分の3の緩和を受けて30%になるのですが、結果としてこれと同じ水準になるということです。

また、これまでの認定事業所の皆様の削減実績の状況、あるいは今後省エネ・再エネの両面から、ゼロエミッション化に向けて削減を進める事業所をトップレベルに認定するという考え方、そうしたものを全て踏まえまして、4期のトップ認定による削減義務率の減少措置につきましては、当初の提案どおり、原則としては廃止することで考えております。

一方で、削減義務率の減少措置を全て廃止してしまうと、現在認定されている事業所の皆様の削減計画への影響が想定されるということで、経過措置を設けることを御提案したところですが、先ほど御紹介いたしましたとおり、事業所の皆様からは、既に4期での認定あるいは再認定を目指して準備を進めていることから、4期の義務率減少措置の拡充を希望するという御意見を複数いただいたところです。

この点について、私どもが考えていることを次ページ以降で見やすく整理しておりますので、そちらの方で改めて御説明したいと存じます。

改めて、当初の提案内容を左上に①②として記載しております。まず①については、新規の制度対象事業所の皆様についてどう考えるかということです。先ほど御説明しましたとおり、義務率の減少措置は制度全体としての義務率の段階適用に集約するというので、こちらにつきまして、右側のオレンジの矢印

にあります。新規の制度対象事業所の皆様であっても、省エネに加えて再エネによっても排出削減が可能な時代となりました。そのため、4期からのトップレベル認定におきましては、当初の提案通り、削減義務率の減少措置は撤廃させていただきたいと現在考えております。

続いて②です。既に認定されている事業所の方々については、これまでの削減計画への配慮という観点から経過措置を設け、その場合の削減義務率の減少率につきましては、制度全体の実排出係数への変更等から、5分の3又は5分の4とする、また、経過措置後の再認定は本則どおりとするということで、パブリックコメント時には提案させていただいたところです。

これにつきまして、右側の矢印のところですが、皆様からいただいた御意見からは、4期認定を目指して既に何年も前から対策を進めているのだという事業所様が、再認定も含めてですが、いらっしゃることが改めて明らかになったところです。

こうした御意見ですが、トップレベルの認定に必要な大規模な高効率設備等の更新、あるいは運用対策をコミショニングなども含めて調整して実施するといったことについて、一定の時間を要することは事実であろうと私どもも考えます。また、既に第4期の認定に向けて設備更新等の対策を進めている場合、事業所の皆様の削減計画への影響という点においては、現時点でのトップ認定の有無には関わりなく、同等に影響があるということも当然考えられると理解いたします。

そこで、私どもといたしましては、削減に向けた積極的な設備更新を促進したいという思いもございますので、一定の条件を満たした場合、削減義務率の減少措置を4期に限って認めてはどうかと考えております。

その一定の条件とは何かということ、下の緑色の枠の部分に記載しております。当初御提案した経過措置の内容に加えまして、下の①②に記載しているような対象を加えてはどうかと考えております。

①が、既に認定された事業所の方々が4期の途中で義務率減少措置の期間が一旦切れるが、そこからすぐ継続して再認定を申請して認定された場合。この場合の認定は当然4期の基準での認定となりますので、今認定されている方々も更にグレードアップした状態で認定を取ることになります。こうした場合については、義務率減少措置を認めてもいいのではないかと、これが1つ目です。

そして②ですが、既にキャップ&トレードの制度対象になっている、義務がかかっている事業所の皆様が、私どもの第4計画期間の制度検討が始まる前から既に4期の認定に向けて準備を進めていたと、設備更新等の計画、あるいは工事を実施しているという場合、そうしたことを私どもで確認可能な文書を添えて申請、認定された場合については、パブリックコメント前の提案内容に加えて新たに認めてはどうかというのが、今の私どもの考え方です。

言葉だけでは分かりづらいかと思しますので、図で改めて御説明したいと思います。先ほどのスライドで、拡充案①に相当するのが、この図の中で階段状に赤枠で囲った部分になります。4期の途中で一旦減少の期間が切れてしまう事業所の皆様が4期中に継続的に認定された場合について、当初案としては義務率の減少はないとお示しをしていたのですが、義務率減少を4期に限って認めてはどうかというのが①の趣旨です。

②のほうは、上から2段目の部分、また一番下の欄に赤字で「但し、」と書いてあるところになります。4期のトップ認定に向けて以前から準備を進めていた場合には、そうしたものが確認可能な文書を添えて申請していただいて、きちんと認定された場合については、4期に限って義務率減少措置を認めてはどうかと考えております。

この確認できる場合の文書としましては、現在まだ検討中ですが、例えば省エネ法に基づく中長期計画書のような、「いついつに工事をして、こういう削減をしていくつもりです」というような書類を既

に作っていらっしゃると思います。そういった文書などできちんと確認させていただくことを、案としては考えているところです。

続きまして最後のスライドになります。認定等の手続の負担軽減及び公表等を通じたメリット等について御説明申し上げます。いただいた御意見は全部で3件、うち1件は非公表希望の意見です。内容といたしましては、負担軽減の手法に賛同するという趣旨の御意見です。

いただいた御意見の内容です。トップレベル認定というのは、省エネ対策等において既に極めて高い水準をクリアしているので、認証の質は担保するということはもちろん分かるが、さらなる手続の負担軽減やインセンティブの充実といったことをぜひ検討してほしい、という趣旨の御意見です。

右側の都の考え方です。2050年のゼロエミッション化の実現に向け、4期のトップレベル事業所認定制度、こちらは何度も御説明していますが、省エネに加えて再エネ、そして更に進んだ環境配慮への取組、そういったところに取り組む事業所への誘導を、この認定制度を通じて推進していきたいと考えております。そうした考え方から、削減義務率の減少に代わり超過削減量の発行上限の撤廃、また、そうした認定事業所の都による表彰等を検討している状況です。

また、こうしたトップレベル事業所の認定につきましては、これまでもGRESBリアルエステイト評価、あるいは国内ではDBJ Green Building認証とも連携しているところです。こうした様々な関係機関との連携による広報の充実も含めまして、認定による事業所の皆様の社会的、あるいは経済的価値の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、認定の信頼性を確保するということは大前提となりますが、これまでに実施してきた以上の事務手続の簡素化についても引き続き検討してまいりたいと考えております。

制度改正案の内容は、パブリックコメント時に御提案した中身と大きくは変えておりませんが、今回更に検討を進めた部分ということで、一つ御紹介させていただければと思います。

丸が2つあるうちの上の方、認定申請の信頼性と手続の負担軽減云々と書いてあるところ、①証書・評価書作成の簡素化の2つ目です。これまで、私どもが認定審査で事業所の皆様のところにお伺いした際、トップは多数の評価項目があるのですが、事業所の皆様は、評価項目ごとに必要な根拠書類を全てコピーしてパイプファイルで御用意いただいているということで、そうしたところについても大変なお時間を割いていたのではないかと私どもは推測しております。

そうした根拠書類の準備に関しまして、評価項目と根拠書類の一覧表を改めて私どものほうで作成して、御提示することを考えております。その一覧表を見れば、同じ根拠書類で何十もの評価項目が確認できることがすぐ分かるように、この項目であればこの資料の何ページと書いていただくだけで、一々コピーを取らなくても用意できるような、実態に即した方法などを改めて御提示したいということで、今、検討を進めております。そういったことも含めまして、検証機関の意見も聞きながらになりますが、更に検討を深めたいと考えております。

少し長くなりましたが、以上が資料2の説明となります。委員の皆様方の御意見を伺えればと思っております。秋元委員長、どうぞよろしく願いいたします。

○秋元委員長 ありがとうございます。資料2につきまして、皆様からの御意見を伺いたいと思います。御意見のある方は、画面の挙手マークを押していただきますようお願いいたします。その後、私から指名させていただきます、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。文言で非常に詳しく書いてあり、それを図式化して分かりやすくしてくださっているわけですが、何か気になる点などありませんか。では、山本委員、お願いします。

○山本委員 御説明ありがとうございます。資料の11ページですが、まず第4計画期間で新規認定した場

合は義務率の緩和はない。ただ、第3計画期間中にリーチをかけたところは、緩和措置が認められるという理解かと思えます。それをどの根拠資料で確認するかというのは、結構大変なことなのではないかと思っています。御説明の中では中長期計画書の内容というような話がありました。

私の意見ですが、ここで削減義務率か緩和されるか、されないかというのは、事業所としては結構シビアな問題なので、第4計画期間で認定されても、できれば緩和措置を受けたい。でも、それに対してリーチはかけておきたいという動機が働くのだろうと思っています。

その時の根拠資料の中に、例えば地球温暖化対策計画書の「その5」のシートだと思うのですが、CO<sub>2</sub>削減の措置の計画を記載するところがあります。その中で第4計画期間に向けたトップレベル事業所の取組を行うというような項目を、備考でその辺は記載することができるようにはなっているのですが、明確にその意思を表すようなフォーマットにすることも一つの案ではないかと思っていますので、少し御検討いただければと思っています。以上です。

○秋元委員長 山本委員、ありがとうございます。これは東京都からお答えいただけますでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 山本委員、御意見ありがとうございます。今、山本委員がおっしゃったことは、都の我々のキャップ&トレード制度の地球温暖化対策計画書の様式という御意見ですね。

4期からの計画書は、制度全体が今まさに検討しているとおりに、大きく変わってまいりますので、当然様式類も変更するという事で考えております。今はまだ最終決定をしていないので途中段階ですが、最終案に応じた欄で項目として増えるものは当然あると考えております。そうした全体としての計画書の内容につきましても、今の山本委員の意見も含めまして、記載方法などについて工夫を考えていきたいと思っております。

計画書は、必ず決まったフォーマットで書かなければいけない欄と、自由記載欄に近いような、任意で記載できる欄がありますので、そうしたところの関係なども含めて、事業所様ができるだけいろいろなことをアピールできるような形にしていければと考えております。御意見ありがとうございます。

○秋元委員長 ありがとうございます。そのようにお願いいたします。山本委員、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。他に委員から御意見・御質問ありますでしょうか。遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 ありがとうございます。まず細かいところなのですが、8ページ目で、御意見として、デマンドレスポンスに対応した設備の導入について、いろいろ幅広に認めてほしいという御指摘であったと思います。これについては、認定ガイドラインで早めに示しますということに加えて、技術開発動向等を踏まえて、この検討会等を通じてだとは思いますが、第4計画期間中にも認定ガイドラインの基準等の見直しで、設備等を要件に含めるということなども柔軟にするという回答が書いてありましたので、今後もそういう方向でやっていただきたいと思いました。このDRのお話だけではないとは思いますが、それ以外の設備についても、第4期間中でも柔軟に対応していただければと思いました。

それから次のページで、先ほど山本委員からも指摘があったとおりに、私もどういったもので確認するかというところがあります。結局、後で確認にはなるのですが、第3期間が数年たっているところで、既に出してしまって申請者が書き換えられないようなものを見て、確かに前からきちんとやっていたね、というところは確認できると思うので、そういうところはできるだけ拾ってあげていただければと思っています。

御意見があったとおりで、皆さん、第3計画期間から準備が進んでいらっしゃることも多いことははっきりしたので、こういう形で削減義務率についての経過措置の適用範囲を少し拡大していくことは、早めに取り組んでいただくためにも必要なことと感じております。以上です。



○秋元委員長 ありがとうございます。東京都からコメントありますでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 遠藤委員、ありがとうございます。2つ御意見をいただいておりますが、まずガイドラインの方から。私、先ほど言い漏らしてしまったかもしれませんが、おっしゃるとおりです。今回デマンドレスポンスということで御意見をいただいておりますけれども、トップレベルの基準の中には多種多様な機器についてのいろいろな考え方を書いております。技術開発動向につきましては、これまでも適宜きちんと反映できるように工夫してきたところがありますので、4期につきましても、そうしたところについては業界の技術開発動向なども確認しながら、見直し等も柔軟に対応できるようにしていきたいと考えております。

また、削減義務率の文書の方ですが、委員がおっしゃったとおり、きちんと前から準備をしていたということと、トップレベル認定に見合う設備更新をきちんとやっていたということ、この2点が大きな確認のポイントと考えております。省エネ法のような法定の文書もありますし、あるいはスペックといったものであればその性能の発注の記録や、契約書に類するようなものなど、そういったもので既に事業所の皆様がお持ちのものがあるかと思えます。そうしたものを的確に確認させていただいて、対応していきたいと考えているところです。御意見ありがとうございます。

○秋元委員長 ありがとうございます。遠藤委員、よろしいでしょうか。

これに関連して、デマンドレスポンスの認定ガイドラインを早期にお示しいただくということですが、概ねどのぐらいの時期を想定されていらっしゃるのでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 トップレベル認定の準備にお時間がかかるということ、いつも事業所様からも聞いておりますので、年内を目指して頑張っていきたいと考えております。今年度中には間違いなくお示しするというので、やっていきたいと思っております。

○秋元委員長 分かりました。そのようにお願いいたします。ありがとうございます。その他に委員から御意見・御質問ありますでしょうか。山本委員、お願いいたします。

○山本委員 すみません、ありがとうございます。先ほど遠藤委員に対する御回答を東京都さんからいただいた時に、ますますその辺の資料で複雑な面倒くさい資料が増えるのではないかと少し危惧したところです。資料の12ページの①、調書・評価書作成の簡素化、これは前から私も言わせていただいているのですが、かなり重要なことだと思っています。

その理由としては、申請される事業所の中で、自前の申請書でやっているところももちろんあると思いますが、多くは外部コンサルに委託して、その協力を得て申請書類を作るところが多いと思います。その場合、少し言葉は悪いのですが、コンサルにおんぶにだっこで申請しているところもあるということが一点。

それから、申請はしないのだけれども、自分の事業所の技術水準を確認するためにこの評価書を使っているところもあります。その場合も自前でやるのではなく、やはりコンサルに頼んで評価してもらう事例が結構あるのです。

そこで、簡素化するということは、やはり自分のところは自分で把握して、自分がどうだということにつながるような方向性になることも期待しておりますので、ぜひともそういう観点でも簡素化を進めていただければいいのではないかと思います。以上、意見です。

○秋元委員長 ありがとうございます。安達さん、これは承っておけばよいということかもしれませんが、何かコメントがありましたらお願いいたします。

○安達排出量取引担当課長 ありがとうございます。山本委員の今のお話にございましたが、あまり複雑、大変で別の会社の方をお願いしてしまうことになると、自社の現状把握なり改善につながるのが難しくな

るということが、よくない結果になるのではないかという御懸念と理解いたしております。おっしゃるとおりかと思えます。

私どもがこれまで認定事業所の方々にお話をお伺いする中で、トップレベル認定を自社で活用して、社員教育など人材育成に生かしているというお話もお聞きしたことがあります。まさに委員がおっしゃるとおり、自ら実際に事業所の実態に照らし合わせてガイドラインなども見ることによって、より理解が深まり、より優れた運用対策につながるという効果が期待できることになると思います。そうした今いただいた御意見なども踏まえながら、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

- 秋元委員長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。いずれにしても簡素化して分かりやすく、大きな負担とならないことを心がけていただけるとよろしいかと思えます。山本委員、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。概ねよろしいでしょうか。では、特にその他に無いようですので、ありがとうございました。

それでは、次に資料3「今後のスケジュール」について、事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局 では、事務局から資料3について説明させていただきます。

これまで3回の検討会を開催いたしまして、制度改正の検討を行ってまいりました。また、令和5年5月から6月にかけてパブリックコメントを実施させていただきました。これを受けまして、各委員からの御意見を承るため今回の検討会を開催しております。今回をもちまして第4計画期間におけるトップレベル事業所認定制度の検討は終了を予定しております。今後必要な条例及び規則改正を行いまして、ガイドラインの改正を行う予定です。各委員におかれましては、検討会における御意見を承りまして厚くお礼を申し上げます。私からは以上です。

- 秋元委員長 ありがとうございます。それでは、本日は第4計画期間の制度改正の検討を行う最後の会となりますので、全体を通してその他御意見などありますでしょうか。それでは、遠藤委員の後に岩船委員、よろしくお願ひします。まず遠藤委員からお願ひします。

- 遠藤委員 私は今後のガイドライン、マニュアルの作成について一言だけ要望です。先ほど書類作成が大変煩雑だという話がありました。ガイドラインにも、申請する人向けの最初の手引きではないのですが、この程度があれば十分ですよということが分かるような、現地審査に当たっての簡単なマニュアルになるような工夫を加えていただければと感じました。私からは以上です。

- 秋元委員長 ありがとうございます。続いて岩船委員から御発言をお願いいたします。

- 岩船委員 確か最後にもコメントがあったかもしれませんが、全体を通じてということですので、ここで発言させていただきたいと思ひます。

私はトップレベル事業所認定制度の検討会にずっと参加してきまして、第4期からは再エネやDRなど、様々なカーボンニュートラルの施策として枠が広がっていることは、非常に望ましい方向だと思ひています。ただ、再生可能エネルギーに関しては、やはり都内の建物ということで、本来自分のところでやるにはリソースが限定的にならざるを得ないと思ひます。ということであれば、例えば地方の太陽光とPPA契約を結ぶなど、そういうもう一つ手間のかかるやり方が必要になってくるわけです。

もちろんそれを認めていくのは理解できるのですが、私が東京都さんに目指してほしいのは、日本全体としての最適化だと思ひていて、本来、東京都のある建物だけがPPAを買って評価される仕組みよりも、もっと日本全体としてよくなる方向を目指してほしい。そのためのルールであってほしいというのが根本にあります。

もちろん、トップレベル事業所を評価することによって、そういう取組が進むのはいいと思ひのですが、

本丸は需要サイドの取組なのだ。大きな需要家ということで、省エネかつデマンドレスポンスのような柔軟性をどう確保していくかといったところの評価に力点を置いていただいて、再エネについては、やはりもう少し日本全体を俯瞰した仕組みを検討していただくことも重要なのではないかと。特に最近では脱炭素先行地域などで、都内の自治体が供給側を確保できないということで、非常に苦しんでおられるところを見ると、本丸は、需要側の取組を丁寧に評価していただくという視点も重要ではないかと思いました。以上です。

○秋元委員長 ありがとうございます。大変重要な御指摘で、東京都に期待されているという御発言であったと思います。安達さんから御発言ありますでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 先生方、御意見ありがとうございます。まず遠藤委員の御意見ですが、今後の分かりやすいマニュアルというのでしょうか、申請にあまり負担がかからない工夫をということで、こちらについては引き続き私どもはしっかりやっていきたいと思っております。

また岩船先生の御意見ですが、需要側がより重要であると。全体としては、もちろん需要側も供給側も大事ですが、元々私どもがキャップ&トレード制度をいち早くスタートしたのは、やはり需要側からできることがあるのではないかということで、やってきたところもあります。そうしたところもしっかり考えながら、私どもは供給側の制度も持っていますので両面あるのですが、キャップ&トレード制度を中心としたところを、しっかり需要側で押さえていきたいと思っております。御意見ありがとうございます。

○秋元委員長 遠藤委員、岩船委員、よろしいでしょうか。その他ありますか。望月委員、お願いします。

○望月委員 すみません、一瞬、席を外しておりました。既に御意見は出尽くしているかと思うのですが、コメントさせていただきます。定期的にこのように制度が見直しをされて変わっていくというのは当然あることです。ただ、前々から計画的に取り組まれている事業者をきちんと評価してあげるようご配慮頂けたことは、大変良いと思っております。今後の見直しの際にも、継続的な取り組みをきちんと評価していくことが、優良な取り組み事例を増やすことにもつながると考えております。

○秋元委員長 大変重要な話だと思えます。先ほどの削減義務率の考え方についても、今の望月委員の御発言が反映されていると思っております。東京都の安達さんから、何かコメントありますでしょうか。

○安達排出量取引担当課長 望月先生、ありがとうございます。まさに今回パブリックコメントを実施したことによりまして、私どももそうした方々をよりクリアに理解できたところですので、先生の御指摘も踏まえまして、しっかり検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○秋元委員長 ありがとうございます。その他にありますでしょうか。

それでは、委員の皆様、御議論ありがとうございました。以上で本日の議論は終了いたしました。今後、事務局から今回提案の方向で専門的事項等検討会へ報告しまして、専門的事項等検討会で更に御意見が出た場合、本日の委員の皆様御意見を踏まえて事務局にて検討を行い、差し支えなければ検討結果の整理を委員長に一任いただくことでいかがでしょうか。

○委員全員 異議ありません。

○秋元委員長 ありがとうございます。御承認いただいたとさせていただきます。

それでは、優良特定地球温暖化対策事業所認定制度の改正についての検討は以上となります。皆様、御協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

○安達排出量取引担当課長 秋元委員長、ありがとうございました。また、委員の皆様、リモートでの御検討となりましたけれども、大変ありがとうございました。

なお、岩船委員及び山本委員におかれましては、本年の11月に2年の任期の期限をお迎えになります。検討会でこのような形で御一緒するのは今回が最後になるかと思っておりますので、もしよろしければ、お2

人の委員からそれぞれ、ぜひお言葉をいただければと存じます。よろしいですか。それでは五十音順の名簿に沿いまして、岩船委員からぜひお願いいたします。

- 岩船委員 ありがとうございます。東京都さんにおかれましては、このトップレベルの事業所制度もすばらしいと思いますし、日本の国全体のカーボンニュートラル政策を引っ張っていくような施策を展開していただいていることに、非常に感謝しております。

その上で、先ほども少し申し上げましたが、やはり最後は日本全体がカーボンニュートラルになればいいということもあるので、供給側の役割・需要側の役割を適切に評価していけるような仕組みを、ぜひ引き続き御検討いただければと思っております。

今後もこの制度がますますのカーボンニュートラルにつながることを期待しております。どうもありがとうございました。

- 安達排出量取引担当課長 岩船委員、ありがとうございます。続きまして山本委員、ぜひお願いいたします。

- 山本委員 今までありがとうございます。私自身、制度の立ち上げの時から少し関わらせていただいたこともありまして、この期間、言葉がCO<sub>2</sub>削減から脱炭素のところに変遷しているという感じを受けています。先ほどの岩船委員からの御指摘もあったように、やはり需要側でいかに削減するのかというのが基本で、CO<sub>2</sub>削減、脱炭素という言葉は変遷するのですが、私自身としては、省エネというのが本当に最重要で基本的なものだと感じております。

仕事柄、現場のエネルギー管理に接する機会が多くあります。この委員会では、ちょっとうるさかったかもしれませんが、現場状況がこうなのだという観点から、いろいろ意見を述べさせていただいたと私自身思っています。

現場に関しましては、トップレベル事業所制度もありまして、省エネルギー機器や省エネルギーシステムの導入が非常によく進んできたと思います。でも一方、建物というのは運用状況がいろいろ違うのです。建物ごとに違うし、季節によっても違うし、曜日によっても違うしという、非常に非定常な運用環境にあるので、省エネ機器やシステムを入れただけでは、その効果を十分に発揮できないという難しさを持っています。

そういうことがあるので、これは以前、遠藤委員からの御指摘もあったかと思いますが、機器とシステムの効果的・効率的な運用。これはチューニングであったりコミショニングであったりするのですが、この辺をトップレベル事業所の認定を通じて継続的に進めて、どんどん事業所の中でやっていけるようなものにつながれば、省エネが高いレベルで実施できるのではないかと思っております。

これからの委員会と皆様の活躍を期待しております。ありがとうございました。

- 安達排出量取引担当課長 岩船委員、山本委員、改めまして、これまで貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございました。この場に御一緒にいたら、拍手をするところなのですが、間接的ですけども、本当に感謝を申し上げます。今後とも都の気候変動対策、あるいはそれを上回る場所も含めて、ぜひまたいろいろお力添えをいただければと思っております。

また、遠藤委員、望月委員、そして秋元委員長、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後に、当検討会での第4計画期間の制度検討を終えるに当たりまして、気候変動対策部長の荒田から御挨拶を申し上げます。

- 荒田気候変動対策部長 皆様、ありがとうございました。環境局気候変動対策部の荒田です。委員の皆様には大変お忙しい中、検討会に御参加・御議論いただきまして、心より感謝申し上げます。本日は第4計画期間に向けたトップレベル制度の改正に関する最後の検討会ですので、一言御挨拶申し上げたいと思

ます。

この検討会は、昨年度は3回、今年度は1回開催しまして、次期計画期間におけるトップレベル制度について様々な御議論をいただきました。委員の皆様からは、具体的な認定区分や認定方法、それから個々の評価項目の基準や配点など、大変多くの事項について、それぞれの専門分野から貴重な御意見・アドバイス等をいただきました。改めて心より感謝申し上げます。

今後、いただきました御意見を踏まえて、制度改正に向けた手続を進めてまいります。また、ガイドラインでの具体的な基準等も更に検討してまいりますので、引き続きお力添えをいただければ幸いです。

それから、岩船委員と山本委員におかれましては、これまで貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございました。今後とも東京都の気候変動対策への御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

改めまして、この検討会につきまして秋元委員長をはじめ、全ての委員の皆様にご協力いただきまして、心より感謝申し上げます。今後このトップレベル制度だけではなく、需給全体の施策をしっかりと進めて、2030年のカーボンハーフ、2050年のゼロエミッションを目指してまいりますと思います。

簡単ですが、私からの御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○安達排出量取引担当課長 それでは、以上で本日予定した全ての議事は終了いたしました。改めまして、委員の皆様、円滑な進行にご協力いただきまして、また貴重な御意見を多数いただきまして、心より感謝申し上げます。

なお、第4計画期間に向けた制度改正につきましては、本日も話題に出ましたが、引き続き先生方にガイドラインの改定等に関する御相談をさせていただくこともあろうかと存じますけれども、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これにて本日の検討会を終了させていただきます。皆様、お忙しいところお時間をいただき、本当にありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

午後5時2分 閉会